

神戸大学工学部後援会規約

全面改正 平成 5年6月18日

一部改正 平成22年6月23日

一部改正 令和 6年6月28日

一部改正 令和 7年6月20日

第1章 総則

第1条 本会は、神戸大学工学部後援会と称する。

第2条 本会は、事務所を神戸市灘区六甲台町1番1号神戸大学工学部内におく。

2 本会の事務一般は、(一社)神戸大学工学振興会に委託する。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、本会員相互の連絡親睦をはかり、国際港都にふさわしい優秀な工学教育並びに研究機関として発展するために、教育・研究活動に必要な支援をし、教育研究目的の達成に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育研究の進展及び設備の充実を援助するための事業
- (2) 学術研究の奨励助成事業
- (3) 学生の福利厚生を増進するための事業
- (4) 会員相互の親睦をはかるための事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 構成会員及び出資金

第5条 本会は、神戸大学工学部在学生の保護者であって、本会の趣旨に賛同するものもって構成する。

第6条 会員は、1人1口以上の出資をするものとする。ただし、1口の金額は2万円とする。

第4章 会計

第7条 本会の事業遂行に要する費用は、第6条の出資金をもって支弁する。

第8条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会定期総会において決定するものとする。

なお、大学への支援以外の使途の細目については、理事会定期総会において決定した事業計画に沿って、会長及び副会長が工学部長と協議の上、決定するものとする。

第9条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、理事会定期総会において報告するものとする。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり、3月31日に終わる。

第5章 役 員

第11条 本会に、次の役員をおく。

(1)理事 18名 (内、会長1名、副会長1名)

(2)監事 2名

2 前項役員の選任については、学科毎に在学生保護者の互選により4名の役員候補を選出し、選出された者の互選により、理事18名、監事2名を決定する。

3 理事は、互選により会長1名、副会長1名を定める。

第12条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

2 会長に事故があるときは、又は欠けたときは副会長がその事務を代行する。

第13条 理事は、理事会を組織し、本会の業務を議決し、執行する。

第14条 監事は、会計及び本会の活動状況等を監査し、理事会定期総会において報告するものとする。

第15条 本会の役員の任期は当該役員の子が学部に在籍する期間とする。

第6章 会 議

第16条 理事会定期総会は、毎年6月に開催するものとし、会長がこれを招集する。ただし、必要がある場合は臨時に理事会を招集することができる。

2 理事会の議長は、会長とする。

第17条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席をもって成立するものとし、理事会の議決は、出席理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 規約の改廃

第18条 本規約の改廃は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得て、決定するものとする。

(付則) この規約は、平成5年6月18日から施行する。ただし、第6条の出資金1口の金額2万円については平成6年度の入学者から適用する。

(付則) この規約は、平成22年6月23日から施行する。

(付則) 第11条 役員の選出数は、第15条の通り、学科の改組により、現理事の子弟が卒業する令和10年3月31日から適応する。

(付則) この規約は、令和7年4月1日から施行する。